資料１

平成 27 年４月７日

「遠隔モニタリングの推進」に関する論点

１．有用な遠隔モニタリング技術の評価

① 在宅酸素療法、CPAP 療法

Ø 安全性、有効性等についてのエビデンスが得られていることを確認した上で、遠隔でのモニタリングにかかる評価について、中央社会保険医療協議会において検討すべきではないか。また、患者の利便性向上や医療従事者の負担軽減の観点から対面診療を行うべき間隔を延長することについても検討すべきではないか。

② 心臓ペースメーカー

Ø 遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料について、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られていることを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長することを中央社会保険医療協議会において検討すべきではないか。

２．局長通知の見直し

Ø 対面診療を原則として規定している局長通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」を、疾病に対して一応の診断を下し得るのであれば、対面、遠隔の手段に拘わらず可能であるよう改めるべきではないか。

３．主体的な遠隔診療推進のための仕組みの構築

Ø 我が国の通信技術等を活用し世界に通じる医療技術の研究開発を加速する観点から、政府の健康・医療戦略として位置付けられていることを踏まえて、厚生労働省が遠隔診療を主体的に推進するとともに、学会との連携の強化等、安全性・有効性が確認できる有意な技術を積極的に評価する仕組みを作るべきではないか。

以上